

議会運営委員会会議録

令和元年6月13日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:01

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
 - (1) 一般質問通告締切日 6月14日(金)午後5時
 - (2) 議案に対する質疑通告締切日 6月21日(金)午後5時
 - (3) 意見書案・請願提出締切日 6月21日(金)午後5時
- 5 陳情の取り扱いについて
 - (1) 陳情第1号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情
 - (2) 陳情第2号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情
 - (3) 陳情第3号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情
 - (4) 陳情第4号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情
- 6 その他
 - (1) 次回委員会開催予定 6月26日(水) 本会議終了後

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。令和元年度第3回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

予算関係の議案からご説明します。今回、予算関係の議案が3件ございますが、平成31年度予算として議決をいただいた当初予算につきましては、すべて令和元年度予算に読み替えていただきまして、今回の令和元年度の補正予算に継続することとなります。

「議案第78号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」及び「議案第79号 令和元年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」の2件につきましては、令和元年度補正予算資料をお願いいたします。

3ページをご覧ください。今回の補正につきましては、表の下に記載していますように、主に当初予算編成後に発生した事由により、早急に執行すべき経費につきまして補正するものがございます。一般会計は、既定の予算総額に14億2511万4千円を追加して663億65

11万4千円にしようとするものです。介護保険特別会計は、既定の予算総額に137万4千円を追加して149億8897万1千円にしようとするものです。4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、議案番号が飛びますが、「議案第95号の専決処分の承認 令和元年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めますのでございます。令和元年5月31日専決と記載しております補正予算資料をお願いいたします。

3ページをご覧ください。表の下に記載しておりますように、小型自動車競走事業特別会計の平成30年度決算に伴う13億9337万2千円の繰上充用に係る経費を補正するもので、補正額は50億522万3千円を計上いたしております。内容の説明は省略させていただきます。

以上が予算関係の議案でございます。

続きまして、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。お配りしております議案概要で、説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。「議案第80号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例」につきましては、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、整備方針に基づき改正を行う22本の条例を一括して整備するものでございます。

「議案第81号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきましては、工業標準化法の一部改正に伴い、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものでございます。

2ページをお願いいたします。「議案第82号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例が改正され、福岡県公立学校職員の部活動指導業務に係る手当額の改定が行われることに伴い、これを参考にして本市教育職員の特殊勤務手当を改定するものでございます。

「議案第83号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、関係規定を整備するものでございます。主な改正内容としましては、家庭的保育事業者及び保育所型事業所内保育事業における保育終了後の受皿の提供に関する基準の緩和等を規定するものでございます。

「議案第84号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴うもので、放課後児童支援員の要件について、現行の「都道府県知事が行う研修を修了したもの」に加え、「指定都市の長が行う研修を修了したもの」を追加するものでございます。

「議案第85号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、介護保険法施行令及び関係政令の改正に伴い、令和元年度及び令和2年度の低所得者に係る介護保険料を軽減するものでございます。

「議案第86号 飯塚市交流センター条例及び飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」につきましては、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う使用料の改正、及びふれあい交流センターについて、市外居住者等に係る使用料の新設に伴う関係規定を整備するものでございます。

3ページをお願いいたします。「議案第87号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚東交流センター及び菰田交流センターの耐震改修に伴う室

名及び面積の変更を行うものでございます。また、立岩交流センターについては、移転に伴い施設の位置を「新飯塚20番30号」から「新立岩8番13号」に変更するとともに、使用料の額等を規定するものでございます。

「議案第88号 飯塚市健幸プラザ条例の一部を改正する条例」につきましては、施設の管理運営について、指定管理者に行わせることを可能とするため、関係規定を整備するものでございます。

「議案第89号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」につきましては、消費税率及び地方消費税率の改定に合わせて、軽減税率制度が導入されることに伴い、卸売業者が委託者から收受する委託手数料及び卸売業者の市場使用料の算定方法を改めるものでございます。

「議案第90号 いいづかさスポーツ・リゾート条例」につきましては、庄内温泉筑豊ハイツの再整備に伴い、現施設に代わる新たな施設に関する名称、位置及び利用料金等について規定するものでございます。

4ページをお願いいたします。「議案第91号 飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例」につきましては、市民公園区域をスポーツ・レクリエーション地区として特別用途地区設定を行った上で、新体育館の建設が可能となるよう建築物の規制緩和を規定するものでございます。

「議案第92号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例」につきましては、インフルエンザの予防接種料の額について、現行の「固定額」を「診療報酬の算定に基づき算定した薬剤料等の額を勘案して企業管理者が別に定める額」に改め、使用していない病衣貸出時の料金等を削除するものでございます。

議案第93号と第94号の「市道路線の廃止、認定」につきましては、路線の見直し、寄附採納に伴い1路線を廃止し、2路線を認定するものでございます。

議案第96号の「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」につきましては、固定資産評価審査委員会委員1名が、平成31年4月18日をもって辞任されましたことに伴い、後任委員の選任について、議会の同意を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

報告第12号から第28号までの17件の報告でございますが、「交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「人身傷害事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」の専決処分、平成30年度の「一般会計の継続費繰越計算書」、「一般会計の繰越明許費繰越計算書」、「地方卸売市場事業特別会計の繰越明許費繰越計算書」、「一般会計の事故繰越計算書」、「下水道事業会計の予算繰越」、土地開発公社等の「平成30年度の決算」、「令和元年度の予算」等につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

○川上委員

「議案第80号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例」の上程についてですけれども、これは22本の条例改正を一括するという事なんだけど、一括する理由は何かお尋ねします。

○総務課長

市の整備方針に基づきまして、関係条例を一括して改定するものでございます。

○川上委員

一括するのは何かとお尋ねしたんだけど、今の答弁では、市の整備方針と言われましたね。その方針はどういう内容なんですか。

○総務課長

市の整備方針についてでございますが、令和元年10月に予定されております消費税率の引き上げに伴う使用料等の改定に係る整備方針、これは消費税法の規定によりまして、非課税、不課税となるもの除き、すべて改定消費税を適切かつ公平に転嫁することとしております。消費税の算定に係る端数処理につきましても、10円未満を切り捨てとするように算出をいたしております。

○川上委員

それは、一括条例改正提案の内容のことを言われているんでしょう。なぜ一括するのかということについて整備方針と言われたので、例えば本市発足時に相当数の条例を一括して上程したでしょう。そのように、これこれこういう場合は、一括すると、例えば関連条例が改正の本数が10本以上だったら一括するとか、20本を超えたら一括するとか、そういう方針があるのかなと受けとめたんですが、そういうことではないんですか。

○総務課長

条例の本数を基準にして定めたものではございません。

○川上委員

じゃあ、最初の質問に戻るんですよね。なぜ22本を一括条例改正で上程するのか。これに答えていただけますか。

○総務部長

質問委員ご指摘のとおり、何本以上あれば一括するということはございません。ただし今回、国の法律の改正に伴って消費税を改正するものでございますが、当然改正漏れがあったら絶対いけないということで、総務課のほうで全庁的に関係法令を吸い上げまして、そこで改正を一気に今回かけさせていただいて一括で上程させていただいております。

○川上委員

漏れができるといけないので一括したと。一括しないと漏れができますか。

○総務部長

漏れができるということではなくて、総務課のほうで代表してすべての関係条例をチェックいたしておりますので、このような形で上程させていただいております。

○川上委員

消費税の増税にかかわると思われるものについては、総務部ですか、総務課ですか、チェックをしたので、その責任の中で、一括して出しましたと。そうすると、一括されてないものがあるんですよね。例えば議案第86号は個別になっていますね。これはどういう理由ですか。

○総務部長

この条例は、消費税に伴う改正プラス、筑穂のふれあい館条例の市外利用者の料金改正が、もう一つ条例改正の内容がありましたので、別の条例として上程させていただいております。

○川上委員

そういうのが条例整備方針の中に、入るのではないんですか。純粹に消費税の増税、改定というけど増税でしょう。8%を10%にするという意味なんでしょう、ここは。それだけの要因の場合は、それだけを22本をまとめたということなんですね。なぜまとめるのかはよくまだわからない。あなた方の国が上げる方向できているのでということでさき回りをして、条例を扱おうというんだけど、事務的な意味合いで1本にしているということなんですかね。

○総務部長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

10月1日から、この条例は施行しようというところで書いていますけど、これは10月1日ではなくて、例えば11月とか12月とかになるとどうということになりますか。

○委員長

川上委員、答えようがないですね、10月1日で国の方針で進めているのに、11月とか答えがでないと思いますよ。答えられんでしょう。

○総務部長

議案を上程させていただいて、今質問委員のご指摘のように、施行日が変われば、ご議決いただく前ならば議案の撤回等が考えられるかなと思います。議決後に関しましては、改正条例をまた新たに上程させていただくような格好になるかと思っています。附則を変える条例ですね。というふうに考えております。

○川上委員

つまり、夏の参議院選挙で、消費税増税は困りますという国民の世論が多数になって、それが選挙の結果に反映するということになってくると、政権中枢の一部にも見送ったほうがいいんじゃないかと。これだけ、経済、国民生活の状況が悪化しているということもあるし、皆さん年金との関係で言うと2千万円のほうでしょう。3600万円のほうですかね。それぐらいこれから先、大変なことになっているのに消費税はどうだろうという議論がある中で、10月1日としても、今6月議会に一括して出さなければならぬという理由はないんじゃないかと。参議院選挙の国民の審判を経た後に、どうするかを考えるというのでも十分ではないかというふうに私は思うんだけど、そういうことは考えられませんでしたか。

○総務課長

10月1日に消費増税が行われる予定で進んでおりますので、市民に対する周知期間なども勘案いたしまして、今の時期に上程させていただいているものでございます。

○川上委員

国から6月議会に一括して、今二つ言ったけど、6月議会に一括して議会に上程をするようにという通知か何か来ているんですか。

○総務課長

はい、来ております。

○川上委員

その内容はどのような内容になっていますか。

○総務課長

平成31年4月18日付けの総務省自治行政局行政課長名で通知が来ておまして、消費税率の引き上げに伴う公の施設の使用料、利用料金等の対応についてということで、本年10月1日から消費税率の引き上げに伴う公の施設の使用料、利用料金等の対応につきましては、消費税が、消費者が最終的な負担となることが予定されている間接税であることを踏まえ、円滑かつ適正に転嫁されるように、所要の措置を講ずるようお願いしますという内容でございました。この中で、公の施設の使用料につきましては、消費税率引き上げに伴い、円滑かつ適正に転嫁されるように、条例改正等の措置を講じられたいということでございましたので、先ほど申しましたとおり市民に対する周知など、総合的に勘案をいたしまして、今回上程させていただいているものでございます。

○川上委員

今のは、周知期間と言われたので6月ということにつながっていくんですかね。これほど消費税増税が是か非かということが問われて、政権中枢でも意見が分かれるような状況のなかで参議院選挙が行われると、これについて周知も何もなからうというふうに思うんですけど、理

屈はそういう6月ということを言われている。評価は違うと思うんだけど。そうすると、国からは一括して出すべしというふうには言っていないということになりますか。

○総務課長

一括にするかどうかということについては、国のほうから指示があったわけではございません。

○川上委員

市長、振り出しに戻るわけですね。なぜ一括にするのか理由がない。ここでね、一括することで何が生じるかということなんです。所管、部、課、幾つにも分かれるでしょう。本来、福祉の増進を目的にしている執行部であり、それをチェックする議会ですから、住民の負担になるものでしょう、すべて。8%を10%にするわけですから。そのことが適切かどうかについて、国は粗っぽくざっと投網を打つように持っていきつもりかも知らないけど、地方政府とその議会は、一つ一つの増税が住民の福祉の増進との関係で適切であるかどうかについて、慎重審査をする必要があると思うんです。この一括というのが、慎重審査になじむかどうか。そういう場合もあるかもしれません。しかし今回の場合、議会の側は、総務委員会でしょう。福祉文教委員会でしょう。協働環境委員会、経済建設委員会と四つの委員会をつくって、執行部提出議案については、そういった体制で掘り下げて、質疑できる体制をとっているんですよ。あなた方がもし一括で出したら、議会の側は、この一括議案に対する特別委員会をつくって、審査するかということにもなりかねないですよ。またがるんだから。そういうことになるでしょう。筋道から言えば。そうすると、あなた方が一括の議案を出すときに、議会の側がどういう体制で審査するかは、議会任せということを出したのか。頭の中で、どこかの委員会に所管以外のこともお願いしようというふうに考えて一括したのか、市長、その辺はどういうお考えで一括したんですか。

○総務部長

同じ答弁になって大変申しわけありませんが、これは消費税率の改正に伴う各法の整備でございますので、総務課のほうで一括し上程させていただいております。

○川上委員

私の質問には答えられてないんですよ。とにかくあなた方は議会がどうあろうと、自分たちの手順との関係で、総務部が一括したので、一括して議会に上程します。それをどう議論するかは、議会側の判断ですよと、特別委員会をつくるかという趣旨なんですか、考え方は。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 27

再開 10 : 28

委員会を再開いたします。

○総務部長

同じような答弁になって恐縮でございますが、今回のこの条例改正につきましては、国の法令改正に伴いそれを受けての条例改正でございますので、一括で上程させていただいております。それぞれの条例が一つは条例を改正するけれども、一つは条例を改正しないということは我々のほうで考えられないというふうに判断をいたしましたので、一括で上程させていただきました。

○川上委員

これは一括しなくてもあなた方は失敗することないですよ。絶対失敗しません。一括とは関係がないです。もし失敗すれば、別の次元の問題です。だから一括と今言われたものとは関係がない。それで、市立病院の条例にも及んでいるでしょう。もともと死体検案書だとか、障

がい者のための診断書だとかに消費税を掛けるかという問題はもともとあるんですよ。だけど、今度10%にするというんでしょう。こういうのは、きちんと適当かどうかについて、病院のベッド代、個室の使用料もかけてくるんでしょう。だから、それぞれについてきちんと審査をできるように、本来市長サイドはそれぞれに出すべきだと、22本であろうが、10本であろうというふうに思います。今後は、そのようにしてもらいたいと思いますので、これは要望しておきます。委員長、この際、この一括議案については、特別委員会を設置して合同審査というか特別委員会でやるように設置したほうがいいんじゃないかと思うけど、その議論を諮ってもらえませんか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 30

再開 10 : 34

委員会を再開いたします。

この案件に関して、ご質疑がほかにある方はございますか。

○佐藤委員

議会事務局としては、付託はどこに、参考までに教えてください。

○議会事務局次長

議会事務局としましては、総務委員会に付託と考えております。

○佐藤委員

総務課にお伺いいたします。私は、これは法改正に伴って内容が同じだから一括したというふうにとっているんですけども、それで間違いないでしょうか。

○総務課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに、この件に関して質疑のある方は。

○川上委員

住民の立場、先ほど言ったと思うけど、福祉の増進の立場から考えたときに、増税が役に立つのか、立たないのかと、福祉の増進にとってという角度から審査をしなければ、国が法律を変えたから右へならえという、日本の地方自治はそういう状況ではないでしょう。だから、国の法改正によるものであっても、それが住民の福祉の増進につながるのかと。仮に、仮にですよ、消費税で、増税で8%が10%になってもですよ。もとの手数料をダウンすれば、現状で維持したり、あるいは、下げたりすることもできるじゃないですか。副市長、そうでしょう。だから、今までここだったから、8%でここ、10%になったからここというふうに考えなくて、住民の負担を軽減するということ言えば、膨らませないという点で言えば、ベースを下げれば横ばいなし、下げることでできるでしょう。一つ一つについて見たら、10円とか20円とかいうものもあるじゃないですか。大きいものもありますよ。

(発言する者あり)

これが何で質問ではないの。

○委員長

私語は謹んでください。

○川上委員

だから、そういうことだった考えられるわけですよ。それぞれの所管に分けていけば、そういうことでしょう。増税であっても負担は変わらないとかいう手だてをとる――

○委員長

川上委員、すいませんがご意見に私は聞こえてしまって、申しわけないんですけど。

○川上委員

だから、特別委員会で行うか、これは1の提案ですよ。2の提案を諮ってもらいたいけど、2の提案は、それぞれの委員会にそれぞれ全部付託して、関係の条例のところだけしっかり議論するというようなやり方をしたほうが、いいんじゃないですか。ちょっと、皆さんどうですかね。特別委員会の設置、そうでなければ、それぞれの四つの委員会に全部付託をかけて、自分の所管の事務のところを審査するというのはどうですか。

○委員長

川上委員からのご意見のとおり、特別委員会の設置、議案第80号の付託先につきましては、議長より総務委員会の付託の方向でいきたいということでございました。これに関して特別委員会並びに、議案の付託を22件分割することについて、議案第80号の付託先を特別委員会に付託することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙 手)

賛成少数。よって、本動議は否決されました。

それに伴いましてもう一つの案件、議案を22件に分割ということですが、これも議案第80号の議案を分割するというご意見がありました。これに賛成する委員について、挙手をお願いいたします。

(挙 手)

賛成少数。よって、否決されました。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、議案の付託委員会について、事務局より説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について、説明いたします。「令和元年 第3回市議会定例会議案一覧表」をご覧ください。議案第78号は総務委員会に、79号は福祉文教委員会に、80号及び81号は総務委員会に、82号から85号までの4件は福祉文教委員会に、86号から88号までの3件は協働環境委員会に、89号は経済建設委員会に、90号は総務委員会に、91号から95号までの5件は経済建設委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に、人事議案であります議案第96号は、最終日に上程し、提案理由説明の後、委員会付託省略をはかっていたいただき、質疑、討論、採決としていただいております。

最後に、報告事項17件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。また、これにあわせる形で議案付託一覧表(案)も作成いたしております。

ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

80号を総務委員会という考え方は、どういう理由ですか。

○議会事務局次長

80号につきましては、所管課が総務課で上がってきておりまして、総務委員会につきましては、総務部に関する事項について所管されておりますので、総務委員会という形で考えております。

○川上委員

ここで意見も述べていいコーナーですかね。

○委員長

質疑のコーナーです。

○川上委員

質疑をしますけど、それで、特別委員会の設置については、大体議運で多数決とかはあまりしないんですよね。やっぱり議論して、ぎりぎりいっぱい議論した後ということなんだけど、それで、そうするとこの22本の中で、1番所管の多いところは協働環境なんですよ。総務部が取り仕切って一括してあげたからといって、実際の事務事業はそれぞれがやるわけでしょう。総務部が全部、消費税が上がった分をかき集めるんですか。違うでしょう。公共施設の使用料については、福祉の増進のために使うわけだから、所管が考える必要がありますよ。どうしてもというんだったら1番多いところが、協働環境が所管する事務が多いんだから、協働環境に付託してもらったら、合理的に市民の福祉の増進という点で言えば、合理的に審査できるんじゃないかと思うけど、どうですか。

○委員長

さっきの繰り返しの答弁になると思うんですけど、それでよろしいですか。事務局にさせるんですか。

暫時休憩いたします。

休憩 10:43

再開 10:44

委員会を再開いたします。

○議会事務局次長

先ほどと同じ繰り返しの答弁になりますけど、飯塚市議会委員会条例におきまして、常任委員会の名称、委員定数、所管については次のとおりとするということで、総務委員会につきましては、総務部に関する事項ということで、所管に入っておりますので、今回の条例につきましては総務課のほうから提案されておりますので、今回このような形と考えております。

○川上委員

あなたね、さらっと、この議案が総務部に関することとさらっと言ったけど、総務部に関することじゃないでしょう。ないでしょう。本来的に考えてみて、それぞれの条例は、それぞれの委員会にかかわることじゃないですか。取りまとめただけでしょ。答えられるんですか、総務部が全部、答えられないでしょう。だからあなたの答弁は今のおかしいでしょう。途中でごまかしているよね。自分でごまかしているのが自覚があるかどうかわかんないけど、所管事務はそれぞれにあるんですよ。総務部が全部所管しているわけじゃないでしょう。だから質問しますよ。質問しますよ。この22本は総務部が所管しているんですか。

○議会事務局次長

すいません、私の説明が、この条例の所管課が総務課でありますので、総務委員会のほうに付託しております。

○川上委員

重ねて間違っているでしょう。22本条例があるけど、これは総務課が所管しているんですか。間違っているでしょう。

○議会事務局次長

あくまでも今回の議案につきましては、総務課のほうから提案、上程されてきておりますので、これまでもそういった取り扱いを行っておりますので、このような取り扱いをしております。

○川上委員

これまでそうだったからとか、いつそうだったんですか。何のこと言っているんですか。これまでもというのは。何を見て、これまでもと言っているんですか。

○議会事務局次長

すいません、私の説明不足で。あくまでも上程した所管課の部分の該当する委員会に付託しております。あくまで議案を提案してきた所管課のほうで上げております。

○川上委員

一つは、22本の所管が総務課といったのは間違いでしょう。それは指摘した。単にまとめて出ただけですよ。だから所管は違う22本、それぞれ違うでしょう。それから二つ目は、答弁しなかった。適当なことを言ってはだめですよ。今までもというのは何のことを言っているのかと聞いたんですよ。何のことを言ったんですか。

○議会事務局次長

議案の提案担当部署がどこであるかということで、これまではそれぞれの所管とする委員会に付託をされてきたところでございます。

○川上委員

だから今度は22本所管の違う条例をまとめて総務課が出したというんでしょう。そうしたら、消費税の増税議案でしょう。今までもというのは、そのことじゃないんですか。

○議会事務局次長

今申し上げましたのは、あくまでもその議案を提案してきた部署はどこであるかということで、今回は、総務部ということであり、その所管は総務委員会ということでございます。

○川上委員

中身によらず、総務課が扱ってきた場合は総務委員会であるということを言っているわけですね。別のところが取りまとめれば、それを所管する委員会であるという発想なんですね。そういうこと。私はそれには反対です。市民生活に最も大きい影響を持つ内容の一つと思うけど、22本のうち、協働環境が多いので、協働環境に付託してください。

○委員長

お諮りいたします。議案の付託委員会につきましては、事務局説明のとおりとすることに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、そのように決定いたしました。

次に、会期及び会議予定について、事務局より説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。令和元年第3回飯塚市議会定例会会期日程案をご覧ください。会期につきましては、6月20日から7月4日までの15日間を考えております。次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程案に記載のとおりと考えております。以上、ご審議方よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。会期及び会議予定については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に一般質問、議案質疑通告の締切日及び意見書案・請願の提出締切日について、事務局より説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締切につきましては、明日6月14日、

金曜日の午後5時までとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、6月21日、金曜日、午後5時まで提出していただきますようお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に陳情の取り扱いについて、事務局より説明させます。

○議会議務局長

提出されております陳情が4件ございます。「陳情第1号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情」、「陳情第2号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情」、「陳情第3号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情」、及び「陳情第4号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情」、以上4件につきましては、そのデータをサイドブックの本定例会のフォルダに掲載いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。陳情の取り扱いについては、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

最後にその他ですが、次回の委員会は6月26日、水曜日、本会議終了後に開催しますので、よろしくお願ひいたします。

○川上委員

その他の点で2、3提案と意見がありますので、一つはサイドブックのことなんですけど、ずっとこれを使い始めると便利な面もあるんですけど、急ぎ改善してもらいたいことは、フォルダの名称に令和はとか、議案書だとか、書いてあるんですけど、これまでは平成が多かったんですけど、これから先令和がずっと続くでしょう。全部入り切れない場合もあるんですよ、文字が。そうすると、いちいち開かないと目的のものであるかどうか確認がとれない。執行部の皆さんもそうじゃないですかね。それで、議案番号があるものについては議案番号を頭に打ってもらったら、2度も3度も、はずれを押さなくて済むんですよ。これは一度言ったことがあると思うけど、それができない理由が何かありますか。

○委員長

川上委員、今答えが多分出らんとするんですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 53

再開 10 : 54

委員会を再開いたします。

○議会事務局次長

その点につきましては、再度検討させていただきたいと思います。

○川上委員

きょうも、議運の委員として住民の期待というか、負託に応じてしかるべき役割を果たしたいということで、私の立場から発言も質疑もしてきたんだけど、議会運営委員として十分な活動ができるように、委員長として議長にお願いしてもらいたいことがあるんですよ。それはですね、従来議員ということで、議会管理の会議室は貸してもらっていたんですよ。控室の問題ではないですよ。議員が必要な仕事をするのに貸してくれという貸していたんですよ。ところが、前回、所管事務調査の締切日に議会事務局次長が私に、会議室を貸さないと言いはじめたんですよ。そのことについては議長に事実を伝えて、貸さない事実について、なぜか理由を聞きたいと、文書で出してくれというふうに言ったんだけど、文書を出さないから不正確なんです。なぜ、今に至るも議会管理の部屋を議員で、議会運営委員の私に貸さないのか理由がわからない。理由を一度明らかにしてもらいたいと思うけど、きょうは議会運営委員が十分に、議員としてもということもありますけれど、活動ができるように必要な場合に、いつも必要なんだけど、会議室を貸してくださいよと、委員長から議長に言ってくれませんか。従来できてきたことが、突如として、所管事務の締切日に拒否されておって大変困っています。一部の議員にだけ、こういうように会議室を貸さないといつまで続けるのかなと。委員長、きょう申し入れて議長に、きょう直ちに、議運が終わったら直ちに部屋を貸してもらえるようにしてくれませんか。私はこれが終わったら行くところないんですよ。委員長、ぜひお願いしたいと思うんだけど、どうですか。

○委員長

すいません、ちょっと議会事務局、その内容確認だけ詳細を教えてくださいませんか。いいですか。なお、私のほうから申し入れという形で、預かりでよろしいですか。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 58

再開 11 : 00

委員会を再開いたします。

先ほど、申し出がありましたとおり、議長に申し出ということですが、議会運営委員会の付託事件につきましては、議会の運営について、議長の諮問について、議会の会議規則、委員会に関する条例についてということでございますので、委員長としては、受けかねます。それをもちまして、個人的に私のほうから議長に対してのご相談を申し上げるつもりでございます。

(発言する者あり)

何でしょうか。

○川上委員

今話を聞いて、だから私は、議運の委員としての活動の問題として、きちんとやっているんで、ここにおけるメンバー全員もそうだと思うけど、議運のメンバーがそれぞれ役割をしっかりと果たすための必要な条件を整えるというのは、委員長の権限の中にもあろうと思うんですよ。だから、個人的に議長に言うのもいいけど、委員長として、ぜひ言ってもらいたいというふうに述べて、私の提案と、意見の発言を終わります。

○委員長

それでは、本日の審査はすべて終了いたしましたので、これを持ちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。